

答弁書第二八号

内閣参甲第一五四号

昭和二十四年十二月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出公務員の進級に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出公務員の進級に関する質問に対する答弁書

農事試験場職員の進級については昭和十五年及び十六年大学卒業者が二級官に陞叙されてある現状であり本庁職員に比較して進級が劣つてゐるということはない。同待遇については新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四六号）の施行に伴ひ昭和二十三年一月一日よりは同法の定める基準により実施されてゐるので両者の間に不均衡はないと考へる。昭和十五年及び十六年の同期大学卒業者にして同時期に試験場と本庁に就職せる者の比較表は別表の通りである。

農事試験場職員と本庁職員との待遇比較表（いづれも官大卒）

昭和十五年卒分

氏名 就職時の官職 及び俸給 日俸給 二級官任用年月 月一日切 現在級号 満年令 替

福永一夫 助手 七拾円 昭一七、二、二 昭二一、九、七 九級一号 九級三号 三二才

長谷川新一 助手 七拾円 昭一七、二、二 昭二一、五、一 九級一号 九級三号 三四才

小川英太郎 嘱託七拾五円 昭二一、八、二 昭二一、八、二 九級一号 九級三号 三四才

野原悟 嘱託七拾五円 昭二一、六、二 昭二一、九、一 九級一号 九級三号 三四才

今井一美 嘱託七拾五円 昭二一、一〇号俸 昭二一、一〇号俸 昭二一、八、四 九級一号 九級三号 三五才

本庁

農事試験場

農事試驗場

本 庁

村山 登	助手七拾五円	昭一七、二、二 六給俸	昭一一、九、七 一一号俸	八級三号	八級五号	三〇才
江川友治	助手七拾五円	昭一七、一、二 六給俸	昭二一、九、七 一一号俸	八級三号	八級五号	三一才
畑井直樹	助手七拾五円	昭一七、一、二 六給俸	昭二一、九、七 一一号俸	八級三号	八級五号	三四才
宮地和男	嘱託七拾五円	昭二二、三、三 九号俸	昭二四、三、八 八級三号	八級三号	八級五号	三一才
舟坂 久	嘱託七拾五円	昭二一、一〇、 一〇号俸	昭二四、一一、 八級四号	八級三号	八級五号	三四才
福島武雄	嘱託七拾五円	昭一八、一二、 四級俸	昭二三、一二、 八級三号	八級三号	八級五号	三一才

昭和十六年卒分